

●非公募の理由

施設名	理由
<p>県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂</p>	<p>県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の管理運営及び事業の企画・実施については、かながわ文化芸術振興計画（令和6年3月改定）の重点施策である「子ども・若者の文化芸術活動の充実」、「共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」、「文化芸術の振興を推進するための環境整備」等、本県の文化行政を着実に推進するため、県行政との一体的な対応が必要である。</p> <p>また、海外アーティストの招へいや、舞台芸術作品や子ども・青少年向けの体験型アウトリーチ事業等、出演者や演出家等との企画・制作等を円滑に行うには、それに携わる専門スタッフの確保・育成と、知識・経験や人的ネットワークの蓄積も必要である。</p> <p>特に、県民ホール（本館）が休館中は、県と指定管理者が連携をより密にし、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂での事業をより一層充実させていくとともに、再整備後を見据えて、市町村や他の文化芸術団体等との連携を強化し、オペラやバレエを含めた幅広い事業をアウトリーチ等で実施していくことで、県民の文化芸術の鑑賞、発表の機会を維持、強化していくことが求められている。</p> <p>県民ホール（本館）が休館する中で、県の文化芸術振興の取組を着実に進めていくためには、公演やアウトリーチ事業等の実績を有しているだけでなく、県内の文化芸術活動の現状を熟知し、市町村や文化芸術団体との連携の強化していくことのできる団体が指定管理者としてふさわしい。</p> <p>以上の観点を踏まえ、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の運営に当たっては、これまで指定管理者として様々な分野の公演の実績があり、2館の特性や留意点、県内の文化芸術活動の状況等を熟知し、県や市町村と密接に連携して、神奈川の文化の創造と発展に寄与してきた公益財団法人神奈川芸術文化財団を候補として、選定作業を進めていく。</p> <p>指定期間については、前は5年間であったが、今後県民ホール（本館）の再整備の方向性、将来の指定管理のあり方が明確になるまでの期間として、3年間を設定する。</p> <p>なお、非公募であるが、透明性を保つため、公募と同様の手続をとることとし、申請要項及び提案書を公開し、外部評価委員会により、厳正に評価を行う。</p> <p>加えて、指定管理開始後も、引き続き実績評価委員会の確認により、経費節減や県民サービスの向上等に繋がる運営が行われているのかを検証していく。</p>